

# 障がい者福祉のてびき



檀原市役所 障がい福祉課

令和5年9月

## 「障がい者福祉のてびき」について 重要

- この冊子は、橿原市内にお住まいの、身体に障がいのある方、知的障がいのある方および精神に障がいのある方のために、各種福祉制度やその窓口についての手引書となるよう作成いたしました。
- 本書は令和5年9月20日現在の情報を掲載しています。  
(制度内容や窓口の所在は年々変更されていきます。ご注意ください。)
- 記載内容はあくまで概要です。  
制度を利用する際は、必ず事前に詳細について各窓口にお問い合わせください。
- 障がい者福祉に関する全ての制度等が本書に掲載されているわけではありません。
- 地域や地方自治体により内容が異なる場合があります。
- 無断での転載等をご遠慮ください。



(障がい者マークを除く) 表紙絵・挿絵など全イラスト

WANPUG

- 橿原市役所 障がい福祉課 [橿原市福祉事務所]  
〒634-8509 橿原市内膳町1-1-60 橿原市役所分庁舎 2階  
(直通) [TEL] 0744-20-0015 [FAX] 0744-25-7857  
〔 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分 土・日・祝日等は休み 〕

- 橿原市役所〔本庁〕  
〒634-8586 橿原市八木町1-1-18  
(代表) [TEL] 0744-22-4001 [FAX] 0744-24-9700  
橿原市ホームページ <http://www.city.kashihara.nara.jp>

# 目 次



<b>1</b>	<b>相談等の窓口</b> . . . . .	<b>4</b>
<b>2</b>	<b>障害者手帳</b> . . . . .	<b>6</b>
	・身体障害者手帳 ・療育手帳	
	・精神障害者保健福祉手帳	
<b>3</b>	<b>医療</b> . . . . .	<b>9</b>
	・心身障害者医療費助成制度 ・重度心身障害老人等 医療費助成制度 ・精神障がい者医療費助成制度（一 般） ・精神障がい者医療費助成制度（後期高齢） ・ 後期高齢者医療制度への加入 ・自立支援医療（更生 医療） ・自立支援医療（育成医療） ・自立支援医療 （精神通院医療） ・精神障がい者医療費助成制度（精 神通院） ・指定難病特定医療 ・小児慢性特定疾病 医療 ・奈良県心身障害者歯科衛生診療所	
<b>4</b>	<b>介護・訓練</b> . . . . .	<b>14</b>
	・障害福祉関係サービス ・移動支援 ・日中一時支援 ・介護保険制度の介護サービス	
<b>5</b>	<b>補装具・日常生活用具</b> ・ <b>住宅改修</b> . . . . .	<b>17</b>
	・補装具 ・日常生活用具 ・小児慢性特定疾患児日 常生活用具 ・軽度中等度難聴児補聴器 ・住宅改修	
<b>6</b>	<b>手当・年金</b> . . . . .	<b>20</b>
	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・児童扶養手 当 ・特別障害者手当 ・障害年金	
<b>7</b>	<b>税金の優遇制度等</b> . . . . .	<b>22</b>
	・所得税/住民税の控除 ・相続税の控除 ・自動車税 /軽自動車税/環境性能割の減免 ・自動車税等減免 のための生計同一証明書 ・預貯金利息等の非課税 ・事業税の控除 ・バリアフリー改修工事に伴う固定 資産税の減額 ・保育所保育料の減額	
<b>8</b>	<b>公共料金の割引等</b> . . . . .	<b>27</b>
	・鉄道運賃の割引 ・バス運賃の割引 ・タクシー運賃 の割引 ・橿原市福祉タクシー事業[制度] ・航空運 賃（国内線）の割引 ・市営自転車駐車場の定期使用 料の減免 ・有料道路料金の割引 ・NHK 放送受信料の 減免 ・携帯電話料金の割引 ・NTT 番号案内の無料 取り扱い ・点字郵便物の無料扱い	
<b>9</b>	<b>耳や目の不自由な方のための コミュニケーション支援</b> . . . . .	<b>31</b>
	・手話通訳者の派遣 ・要約筆記者の派遣 ・聴導犬の 貸与 ・メール 110 番/FAX110 番 ・NET119 緊急通報シ ステム/FAX119 番 ・声の広報 ・中途失明者等生活 訓練事業 ・盲導犬の貸与 ・橿原市立図書館での対 面朗読サービス ・点字図書 の 給 付 ・ 出 版 物 の 点 訳 ・ 即時情報ネットワーク事業 ・奈良県立盲学校	
<b>10</b>	<b>その他</b> . . . . .	<b>34</b>
	・駐車禁止除外指定車標章の交付 ・車椅子の貸出 ・自動車運転免許取得費の助成 ・自動車改造費の助 成 ・ふれあい収集 ・橿原市立図書館での郵送貸し 出し ・介助犬の貸与 ・訪問入浴サービス ・緊急通 報装置の貸与 ・日常生活自立支援事業 ・成年後見 制度 ・保護費の加算 ・生活福祉資金の貸付 ・イン フルエンザ予防接種 ・高齢者肺炎球菌感染症予防 接種 ・りんくノート ・選挙での郵便等による不在者 投票 ・青い鳥郵便葉書の無償配布 ・文化施設などの 入場料割引 ・障がい者に関するマーク ・障がい者福 祉に関する自主団体	



# 1. 相談等の窓口

## (1) 橿原市役所 障がい福祉課

障がい者福祉に関する各種申請や相談の窓口です。

[所在] 〒634-8509 橿原市内膳町1-1-60 橿原市役所分庁舎 2階

[TEL] 0744-20-0015(直通) [FAX] 0744-25-7857

## (2) 橿原市障がい者生活支援センター（障がい福祉課 地域活動支援係）

身体・知的・精神に障がいのある方の生活や福祉についての相談窓口です。

日常生活・社会参加などの相談をお受けしいろいろな社会資源や福祉サービスを利用するお手伝いをします。

[所在] 〒634-8509 橿原市内膳町1-1-60 橿原市役所分庁舎 2階

[TEL] 0744-22-8184 [FAX] 0744-25-7857

## (3) 生活支援センター ぴあぼ〜と

精神的な障がいについての相談窓口です。市が相談業務を委託した事業所です。

[所在] 〒634-0063 橿原市久米町906-2

[TEL] 0744-24-2020 [FAX] 0744-24-2030

## (4) 奈良県身体障害者更生相談所 ・ 知的障害者更生相談所

身体・知的障がいのある方のための専門的相談・指導を行います。18歳以上の方の療育手帳の判定も行っています。

[所在] 〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

## (5) 奈良県高次脳機能障害支援センター

外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症で日常生活に支障をもたらす高次脳機能障害についての相談を行っています。

[所在] 〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL・FAX] 0744-32-0205

## (6) 奈良県中和保健所

精神保健福祉相談や難病患者、小児慢性特定疾病児への支援などを行っています。

[所在] 〒634-8507 橿原市常盤町605-5(橿原総合庁舎内 旧県立耳成高校)

[TEL] 0744-48-3038(精神保健係) 0744-48-3039(難病対策係)

0744-48-3035(母子・保健対策係) 0744-48-3036(医療費助成等申請受付センター)

[FAX] 0744-47-2315

## (7) 奈良県高田こども家庭相談センター

児童に関する相談窓口です。18歳未満の方の療育手帳の判定も行っています。

[所在] 〒635-0095 大和高田市大中17-6

[TEL] 0745-22-6079 [FAX] 0745-23-5527

## (8) 奈良県発達障害支援センター「でいあ〜」

発達障がい(自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など)についての相談を行っています。

[所在] 〒636-0393 磯城郡田原本町多722番地

[TEL] 0744-32-8760 [FAX] 0744-32-8761

## (9) ハローワーク大和高田 ( 大和高田公共職業安定所 )

職業の紹介など職業に関するあらゆる相談を行います。障がいのある方の職業に関する相談も行っています。職業訓練も実施しています。

[所在] 〒635-8585 大和高田市池田574-6

[TEL] 0745-52-5801 [FAX] 0745-53-4181

## (10) なら中和障害者就業・生活支援センター「ブリッジ」

就業を希望する障がいのある方に対し、関係機関と連携をとって就業のための支援を行っています。

[所在] 〒634-0812 橿原市今井町2-9-19 今井長屋1

[TEL] 0744-23-7176 [FAX] 0744-23-7176

## (11) 奈良県障害者110番ホットラインほほえみ

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

障がいのある方やその家族を対象にいろいろな相談に応じています。

[TEL・FAX] 0744-29-0159

<電話・面接相談> 毎週 月曜～金曜 午前10時～午後3時

## (12) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

【窓口】障がい福祉課

市の委嘱を受けた相談員が障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。

\* 身体障害者相談員・知的障害者相談員の連絡先は、P.41 (別表1)に掲載。

## (13) 民生委員・児童委員

【窓口】福祉総務課・子ども未来課

地域住民の立場から福祉全般の相談を行い、関係機関との連携を行います。

■ 民生委員お問合せ 福祉総務課 橿原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60)

[TEL] 0744-46-9002 [FAX] 0744-25-7857

■ 児童委員お問合せ 子ども未来課 橿原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60)

[TEL] 0744-25-2790 [FAX] 0744-25-2221

## 2. 障害者手帳

障害者手帳は、障がいのある方を支援するためのものです。手帳を取得することで、障がいの部位や重さをはっきりし、スムーズに支援が受けられるようになります。手帳は、障がいによって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

### (1) 身体障害者手帳 【窓口】障がい福祉課

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。

認定されると、県より手帳が交付されます。申請・受取の窓口は市障がい福祉課です。

#### ■対象となる障がい

- 視覚 ○聴覚 ○平衡機能 ○音声機能、言語機能、そしゃく機能 ○肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性上肢、脳原性移動) ○心臓機能 ○腎臓機能 ○呼吸器機能 ○ぼうこう又は直腸の機能 ○小腸機能
- 免疫機能(ヒト免疫不全ウイルスによる) ○肝臓機能

#### ■等級など

障がいの部位と1級から6級までの等級、1種・2種が手帳に記載 (障がい重いほど小さい数字)

#### ■諸手続

申請内容	ケース	必要なもの		
		診断書	顔写真	手帳
新規交付	初めて手帳の交付申請をする	○	○	—
再交付(等級変更)	更に障がい重くなった	○	○	○
再交付(障害名追加)	新たな障がいが生じた	○	○	○
再交付(紛失)	手帳を紛失した	—	○	—
再交付(破損)	手帳を破損した	—	○	○
市内での住所変更	檀原市内で住所を変更した	—	—	○
死亡	お亡くなりになった	—	—	○

\* 転入、転出、氏名変更等は障がい福祉課にお尋ねください。手続がなされないとサービスに支障がでる場合があります。

**診断書**…指定医師が作成した身体障害者診断書

診断書の用紙は障がい福祉課にあります。奈良県ホームページからダウンロードもできます。

指定医師については障がい福祉課にご確認ください。

**顔写真**…1枚[たて4cm×よこ3cm] \* 無帽、1年以内の撮影で、はっきり本人と確認できるもの

\* なお、それぞれの申請にはマイナンバー(個人番号)が必要であるため、以下の書類をご用意ください。

○マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号通知書またはマイナンバーの通知カード

○身元確認ができる書類(運転免許証など)

#### ■その他

\* 身体障害者手帳そのものは基本的に有効期限はありません。(有期認定された場合は手続が必要になります。

なお、手帳に基づくサービスには有効期限のあるものがあります。)

## (2) 療育手帳

## 【窓口】障がい福祉課

知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。認定されると県より手帳が交付されます。申請・受取の窓口は市障がい福祉課です。

障がいの程度によって、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分が記載されます。

### ■新規申請 (判定機関での判定が必要となります。)

18歳未満の方 → まず、高田子ども家庭相談センターにご相談ください。(要予約)

18歳以上の方 → まず、障がい福祉課にご相談ください。障がい福祉課で聞き取り調査を行った後、奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。

### ■諸手続

申請内容	ケース	必要なもの	
		顔写真	手帳
新規交付	初めて手帳の交付申請をする	○	—
再交付(障害程度変更)	区分が変わった(AからB、BからAへの変更)	○	○
再交付(紛失)	手帳を紛失した	○	—
再交付(破損)	手帳を破損した	○	○
市内での住所変更	橿原市内で住所を変更した	—	○
死亡	お亡くなりになった	—	○

\* 転入、転出、氏名変更等は障がい福祉課にお尋ねください。手続がなされるとサービスに支障がでる場合があります。

**顔写真**…1枚[たて4cm×よこ3cm] \* 無帽、3ヶ月以内の撮影で、はっきり本人と確認できるもの

\* なお、新規交付申請にはマイナンバー(個人番号)が必要であるため、以下の書類をご用意ください。

○マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号通知書またはマイナンバーの通知カード

○身元確認ができる書類(運転免許証など)

### ■(再)判定について

療育手帳は数年に1度、判定を受け直す必要があります。交付された療育手帳に「次の判定年月」が記載されている方は、判定機関にて(再)判定を受けてください。(障がいの状況が大きく変化した場合は、「次の判定年月」を待たずに判定を受けられる場合があります。)

「次の判定年月」が近づいたら、電話等で直接、判定機関に(再)判定の日時の予約を取ってください。予約が混みあうことがあるようですので早めに連絡してください。

(再)判定を受けた結果、障がいの区分が変わった場合は、受けられる制度やサービスの内容が変わる可能性がありますので、障がい福祉課にご相談ください。

なお、障がいの程度がBからA(AからB)に変わった場合は、手帳の再交付申請をしてください。

### ■判定機関 <18歳未満の方> 奈良県高田子ども家庭相談センター

[所在地] 〒635-0095 大和高田市大中17-6

[TEL] 0745-22-6079 [FAX] 0745-23-5527

### <18歳以上の方> 奈良県知的障害者更生相談所

[所在地] 〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

### 【窓口】障がい福祉課

精神に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。県精神保健福祉センターにて認定されると手帳が交付されます。申請・受取の窓口は市障がい福祉課です。

#### ■等級

障がいの程度に応じて、1・2・3級の区分があります。（障がいが重いほど小さい数字）

#### ■有効期限

手帳の有効期間は基本2年間です。手帳に有効期限が記載されます。

#### ■更新手続

更新を希望する方は更新申請が必要になります。

有効期限が満了する日の3ヶ月前から更新申請ができます。

#### 【新規申請・更新申請に必要なもの】

##### 1. ア・イ・ウのいずれかの書類

ア. 精神障害者保健福祉手帳用診断書による申請

「精神障害者保健福祉手帳用診断書」

\* 初診年月日から6か月以上経過した日付の診断書で、作成日から3ヶ月以内のもの

\* 診断書の用紙は障がい福祉課にあります。

\* 診断書の用紙を県精神保健福祉センターのホームページからダウンロードできます。

イ. 障害年金証書の写しによる申請

「障害年金証書の写し」「年金裁定通知書の写し」「直近の年金振込（支払）通知書の写し」

ウ. 特別障害給付金受給資格者証の写しによる申請

「特別障害給付金受給資格者証の写し」「特別障害者給付金支払決定通知書の写し」

「直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し」

##### 2. 顔写真1枚

（たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で、申請者を特定しやすいこと。）

\* 更新の場合、既に手帳に写真が貼付されており更新に際して手帳の再交付を必要としない場合は不要です。

\* 特段の理由により写真の貼付を希望しない場合は不要

（写真がない場合受けられるサービスに差異が生じることがあります。）

##### 3. 精神障害者保健福祉手帳 \*更新の場合のみ

##### 4. マイナンバーカード（個人番号カード）、個人番号通知書またはマイナンバーの通知カード

##### 5. 身元確認ができる書類（運転免許証など）

#### ■諸手続

「（檀原市内での）住所変更」には、手帳が必要です。「紛失による再交付」で、写真付手帳を希望される場合は写真が必要です。

「氏名変更」・「手帳の破れ汚れによる再交付」で、写真付手帳を希望される場合は、写真と手帳が必要です。

\* 「転入」・「転出」等は障がい福祉課にお尋ねください。手続がなされないとサービス受給に支障がでる場合があります。



### 3. 医療

#### (1) 心身障害者医療費助成制度

【窓口】保険年金課

重い障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

■対象（次のいずれにも該当の方）

- ① 1歳以上 75歳未満
- ② 身体障害者手帳 1・2級 または 療育手帳 A1・A2・B1
- ③ 医療保険加入者(後期高齢者医療被保険者は除く)

■概要

医療保険の対象となる医療費  
の自己負担額から一部負担金(\*)

\*一部負担金 通院…1医療機関につき 月500円（調剤薬局は0円）

入院…1 医療機関につき月 1,000 円（14 日未満の場合は 500 円）

を差し引いた金額が約3ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。未就学児については、令和元年8月受診分から県内の医療機関窓口での支払額が一部負担金(\*)のみ(保険適用外の費用を除く)になります。

■手続 保険年金課に申請し、受給資格証の交付を受けてください。

■申請に必要なもの

○身体障害者手帳または療育手帳 ○健康保険証 ○振込口座の分かるもの

○(本人と扶養義務者の)マイナンバーカード、個人番号通知書(または通知カード)+顔写真付の身分証明書

\* 保険年金課で所得が確認できない場合(マイナンバー連携ができない場合など)、市区町村長発行の課税証明書または非課税証明書(本人・扶養義務者分)を求めることがあります。

#### (2) 重度心身障害老人等医療費助成制度

【窓口】保険年金課

重い障がいのある後期高齢者医療被保険者を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

■対象（次のいずれにも該当の方）

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者
- ② 身体障害者手帳 1・2級 または 療育手帳A1・A2・B1

■概要

医療保険の対象となる医療費  
の自己負担額から一部負担金(\*)

\*一部負担金 通院…1医療機関につき 月500円（調剤薬局は0円）

入院…1 医療機関につき月 1,000 円（14 日未満の場合は 500 円）

を差し引いた金額が約3ヵ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

■手続 保険年金課に資格申請をしてください。

■申請に必要なもの

○身体障害者手帳または療育手帳 ○健康保険証 ○振込口座の分かるもの

○(本人と扶養義務者の)マイナンバーカード、個人番号通知書(または通知カード)+顔写真付の身分証明書

\* 保険年金課で所得が確認できない場合(マイナンバー連携ができない場合など)、市区町村長発行の課税証明書または非課税証明書(本人・扶養義務者分)を求めることがあります。

■お問合せ 保険年金課 檀原市役所分庁舎 1階(内膳町1-1-60)

[TEL] 0744-47-2640 [FAX] 0744-24-9705

### (3) 精神障がい者医療費助成制度(一般)

【窓口】障がい福祉課

重い障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

#### ■対象 (次のいずれにも該当の方)

- ① 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
- ② 医療保険加入者(後期高齢者医療被保険者は除く)

#### ■概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金(\*)を差し引いた金額が約3ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

\*一部負担金 通院…1医療機関につき 月500円(調剤薬局は0円)  
入院…1医療機関につき月1,000円(14日未満の場合は500円)

#### ■手続

障がい福祉課に申請し、受給資格証の交付を受けてください。

#### ■申請に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳 ○健康保険証 ○振込口座の分かるもの
  - (本人と扶養義務者の)マイナンバーカード、個人番号通知書(または通知カード)+顔写真付の身分証明書
- \*障がい福祉課で所得が確認できない場合(マイナンバー連携ができない場合など)、市区町村長発行の課税証明書または非課税証明書(本人・扶養義務者分)を求めることがあります。

### (4) 精神障がい者医療費助成制度(後期高齢)

【窓口】障がい福祉課

重い障がいのある後期高齢者医療被保険者を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

#### ■対象 (次のいずれにも該当の方)

- ① 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者

#### ■概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金(\*)を差し引いた金額が約3ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

\*一部負担金 通院…1医療機関につき 月500円(調剤薬局は0円)  
入院…1医療機関につき月1,000円(14日未満の場合は500円)

#### ■手続

障がい福祉課に資格申請をしてください。

#### ■申請に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳 ○健康保険証 ○振込口座の分かるもの
  - (本人と扶養義務者の)マイナンバーカード、個人番号通知書(または通知カード)+顔写真付の身分証明書
- \*障がい福祉課で所得が確認できない場合(マイナンバー連携ができない場合など)、市区町村長発行の課税証明書または非課税証明書(本人・扶養義務者分)を求めることがあります。

## (5) 後期高齢者医療制度への加入

【窓口】保険年金課

65歳から74歳までの年齢の方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

### ■対象（次のいずれにも該当の方）

- ① 年齢 65歳～74歳（75歳以上の方は障がいに関係なく後期高齢者医療制度の対象）
- ② 身体障害者手帳 1級～3級  
音声機能障害4級 言語機能障害4級 下肢機能障害4級の1号、3号、4号  
療育手帳 A1・A2  
精神障害者保健福祉手帳 1・2級  
国民年金法等の障害年金 1・2級

### ■概要

保険料や医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が所得に応じて決定されます。

\* 保険年金課にお問合せのうえ、現在ご加入の医療保険と比較してご検討ください。

### ■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳／年金証書 ○健康保険証
- 振込口座の分かるもの ○本人のマイナンバーカード、個人番号通知書(または通知カード)+顔写真付の身分証明書

### ■お問合せ

■お問合せ 保険年金課 檀原市役所分庁舎 1階(内膳町1-1-60)  
[TEL] 0744-47-2640 [FAX] 0744-24-9705

## (6) 自立支援医療(更生医療)

【窓口】障がい福祉課

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、当該障がいに対し確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。

### ■対象となる医療例

人工透析療法、ペースメーカー植込術、人工関節置換術、冠動脈バイパス術、抗HIV療法、腎移植、腎移植後の抗免疫療法、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法 他

(医療に対応する部位が身体障害者手帳で認定されている必要があります。)

### ■概要

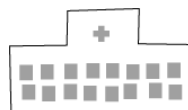
認定されると対象医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる(一定金額以上は払わなくてもよくなる)場合があります。

\* 疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額は異なります。

\* 制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

### ■手続の概要

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらうなどの必要があります。



## (7) 自立支援医療(育成医療)

【窓口】障がい福祉課

身体に障がい、疾病があり、放置すれば将来に障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、手術等の外科的治療により確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。(原則、事前申請が必要です。)

### ■対象となる医療例

白内障・先天性緑内障の治療、耳や口蓋裂等の形成術、歯科矯正、関節や肢体の形成術、関節置換術、人工透析、内部障害に関する臓器移植や外科手術、HIV感染症の治療 他

### ■概要

認定されると対象医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる(一定金額以上は払わなくてもよくなる)場合があります。

\* 疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額は異なります。

\* 制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

### ■手続の概要

所定の意見書を指定医療機関の医師に作成してもらうなどの必要があります。

## (8) 自立支援医療(精神通院医療)

【窓口】障がい福祉課

精神疾患で継続的な通院が必要な場合、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。

### ■概要

認定されると精神通院医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる(一定金額以上は払わなくてもよくなる)場合があります。

\* 疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額は異なります。

\* 制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

### ■手続の概要

所定の診断書を医師に作成してもらうなどの必要があります。

## (9) 精神障がい者医療費助成制度(精神通院)

【窓口】障がい福祉課

自立支援医療(精神通院医療)を利用して医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。自立支援医療(精神通院医療)を利用した上で、さらに医療費が助成される制度です。

### ■対象

自立支援医療(精神通院医療)の受給者

ただし、社会保険各法の被保険者[本人]は対象外です。

\* 社会保険各法の被扶養者[家族]が助成を受ける場合は所得制限があります。

### ■概要

自立支援医療(精神通院医療)を利用して医療機関や薬局等で支払った自己負担額から一部負担金(月500円)を差し引いた金額が、交付申請から数カ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

### ■手続

必要書類を添えて障がい福祉課に申請してください。

■申請に必要なもの

- 自立支援医療受給者証(精神通院)   ○自己負担上限額管理票または領収書   ○健康保険証  
○振込口座の分かるもの

\* 転入の方、社会保険の被扶養者の方は、社会保険被保険者(本人)のマイナンバーカードまたは課税証明書もしくは非課税証明書

**(10) 指定難病特定医療費の助成**

**【窓口】奈良県中和保健所**

原因不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、パーキンソン病や潰瘍性大腸炎など指定された333疾患(R元年7月現在)について、医療費負担を軽減する制度があります。詳細は奈良県中和保健所にお問い合わせください。

- ◇ 奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎内 旧県立耳成高校)  
[TEL]0744-48-3036(医療費助成等申請受付センター)  
0744-48-3039(難病対策係)  
[FAX] 0744-47-2315

**(11) 小児慢性特定疾病医療費の助成**

**【窓口】奈良県中和保健所**

児童等の慢性疾病のうち悪性新生物・慢性腎疾患など厚生労働省に指定された762疾病(R元年7月現在)について、医療費負担を軽減する制度があります。詳細は奈良県中和保健所にお問い合わせください。

- ◇ 奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎内 旧県立耳成高校)  
[TEL] 0744-48-3036(医療費助成等申請受付センター)  
0744-48-3035(母子・保健対策係)  
[FAX] 0744-47-2315

**(12) 奈良県心身障害者歯科衛生診療所**

**【窓口】奈良県心身障害者歯科衛生診療所**

一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者(児)のために歯科診療や相談を行っています。

場所は奈良県社会福祉総合センター内にあります(近鉄畷傍御陵前駅の東側近くです)。

■診療日

- ・月・水・木・金曜 (午前9:00~11:30/13:00~15:30)  
・日曜 (13:00~ 15:30) \*日曜の診療は月2回程度

■手続の概要

予約が必要です。申込書をFAX等で奈良県心身障害者歯科衛生診療所に送ってください。

申込書は奈良県歯科医師会ホームページからダウンロードできます。

FAXやパソコンの利用が困難な方は、市障がい福祉課より申込みますので電話等でご相談ください。

- ◇ 奈良県心身障害者歯科衛生診療所

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター2階  
[TEL] 0744-29-0115 [FAX] 0744-29-0116



## 4. 介護・訓練

### (1) 障害福祉関係サービス

### 【窓口】障がい福祉課

障がいのある方や難病等の方のための介護・訓練サービスの制度です。

＊障がいの程度や勘案すべき事項をふまえ個別に支給決定が行われます。

＊障害福祉サービスに相当する介護保険制度のサービスがある場合には、基本的に、当該介護保険サービスを優先して受けることになります。介護保険サービスが利用可能な方で、介護保険の要介護認定の申請をしていない場合は、介護保険の要介護認定の申請をしてください。→ P.16



#### ■ サービス内容

#### ○ 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するため必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
同行援護	視覚障がいにより屋外での移動が著しく困難な方にヘルパーが付き添い、移動、外出先での代筆、代読等の支援をします。

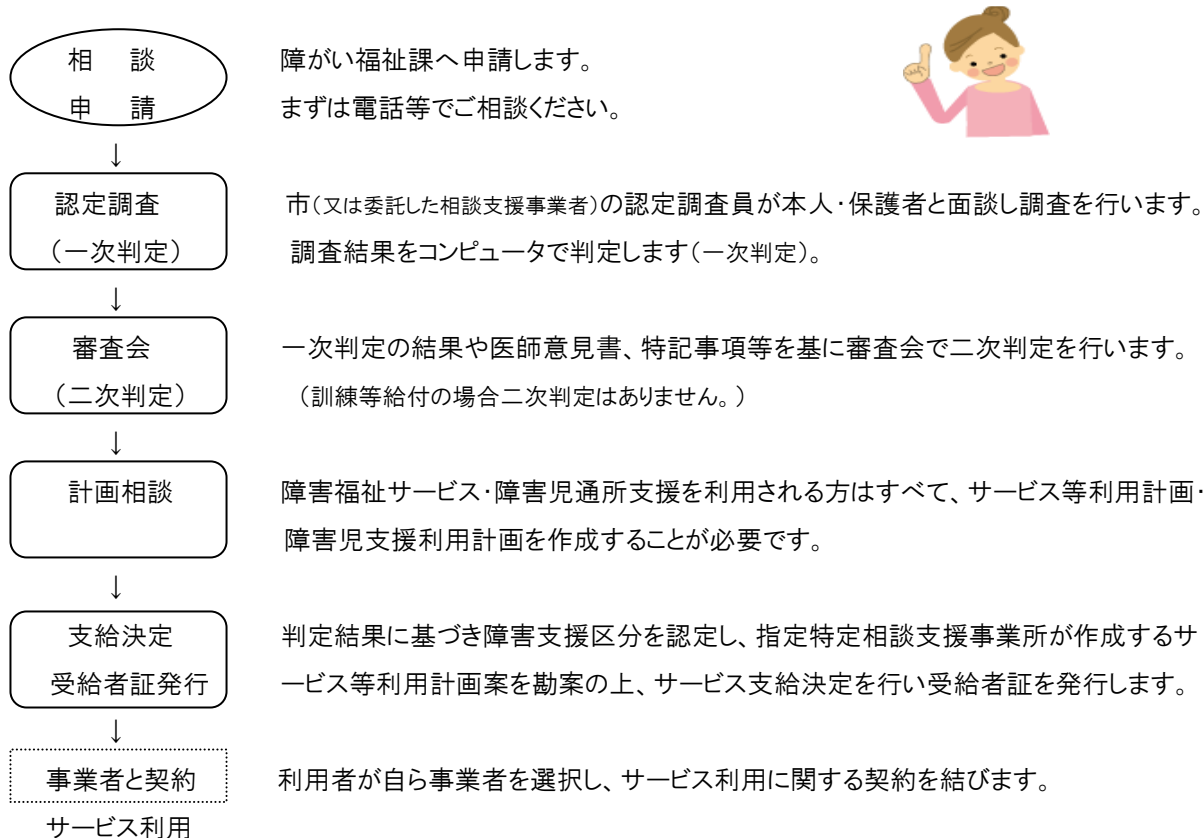
#### ○ 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達を支援します。
自立訓練 ＜機能訓練・生活訓練＞	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 ＜A型・B型＞	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労をともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

○ 居住系サービス

名 称	内 容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障がい者がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

■ 利用の手続の流れ（概略） \* サービス種類により異なる流れのものもあります。



(2) 移動支援

【窓口】障がい福祉課

屋外での移動が困難な方のためヘルパーが付き添い移動を支援します。

ただし、余暇活動のための移動(図書館に行くなど)に限ります。通院や通学、通勤には利用できません。

■ 対象

身体障害者手帳	視覚障害 *	1級・2級
	体幹機能障害	1級・2級
	脳原性移動機能障害	1級・2級
	上肢機能障害1・2級かつ下肢機能障害1・2・3級かつ四肢全てに障がい有り	
療育手帳	A1・A2・B1・B2	
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級	

\* 視覚障がいの方は、原則、同行援護(→P.14)が優先されます。

\* 難病患者の方も対象になることがあります。ご相談ください。

### (3) 日中一時支援

### 【窓口】障がい福祉課

介護する家族の負担を一時的に軽減するため、障がいのある方を障がい者支援施設が預かります。泊を伴わない日中の一時預かりです。

#### ■対象

身体障害者手帳 療育手帳 または 精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けた方、もしくは難病患者

\* 介護保険制度対象者は、日中一時支援の対象となりません。

\* 18歳未満の方は、申請の際に面談が必要な場合があります。事前に電話等でお問合せください。

### ☆ 介護保険制度の介護サービス

### 【窓口】長寿介護課

介護保険制度で受けられる介護サービスがあります。(障害者手帳、障害福祉サービスとは別の制度です。)

#### ■対象

- ・ 65歳以上の方で、介護が必要であると認定された方
- ・ 40歳から64歳の方で、特定疾病により介護が必要であると認定された方

#### 介護保険の対象となる16種類の特定疾病

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### ■手続の概要

介護保険制度の介護サービスを利用するためには、長寿介護課にて、「要介護認定」の申請をすることが必要です。申請すると、訪問調査や審査等を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。

\* 詳しくは長寿介護課にお問合せください。

#### ■お問合せ

長寿介護課 檀原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60)

[TEL] 0744-22-8108 [FAX] 0744-24-9725





## 5. 補装具・日常生活用具・住宅改修

### (1) 補装具

【窓口】障がい福祉課

障がいのある部分の機能を補うもので長期間にわたり使用される用具(補装具)の購入・修理、または借受けに係る費用を支給します。

#### ■対象となる障がいと品目

障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問合せください。



対 象	品 目
視覚障がい	・ 視覚障害者用安全つえ・義眼 ・ 矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡
聴覚障がい	・ 補聴器 <ポケット型・耳掛け型・耳あな型・骨導式> (耳あな型・骨導式は、ポケット型・耳掛け型が使用困難で、かつそれが必要な具体的理由がある場合のみ)
肢体不自由	・ 義肢〔義手・義足〕・装具〔下肢・靴型・体幹・上肢〕・歩行補助つえ〔一本杖を除く〕 ・ 歩行器・車椅子(原則として下肢・体幹で1級～3級) ・ 電動車椅子(電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない場合のみ) ・ 座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置 ▽以下は18歳未満のみ ・ 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
難病患者	疾病による障がいの症状・程度によって該当する品目が異なります。

\* 心臓・呼吸器機能障害により日常的に車椅子が必要な場合、車椅子・電動車椅子が対象となる場合があります。

#### ■利用者負担の概要

利用者の負担は、原則、購入・修理、または借受けに係る費用の1割です。

所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額(一定額以上払わなくてよくなる額)が設定されます。

(市町村民税非課税世帯に属する方は、費用負担はありません。)

品目ごとに基準額があり、購入する補装具の金額が基準額を超える場合、差額は自己負担となります。

#### ■申請に必要なもの

< 身体障害者手帳の交付を受けた方 > ・ 身体障害者手帳 ・ 見積書

< 難病患者等 > ・ 指定難病特定医療受給者証(受給者の場合) ・ 意見書 ・ 見積書

\* 医師の意見書や処方箋が必要になる場合もあります。必ず申請前に電話等でお問合せください。

#### ■注意事項

- ・ 必ず、購入・修理または借受け前に申請手続きをしてください。既に購入・修理または借受けたものについては支給できません。
- ・ 介護保険制度の福祉用具に同じ品目がある場合で、既製品で対応できるものについては、介護保険制度が優先されます(歩行補助つえ・歩行器・車椅子・電動車椅子など)。
- ・ 補装具の品目ごとに耐用年数が決められており、原則として、再支給(購入)は耐用年数を過ぎた場合に限りです。
- ・ 借受けできる品目は、義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、重度意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子が対象になります。借受けを利用できる要件も定められていますので、申請前にお問合せください。

## (2) 日常生活用具

## 【窓口】障がい福祉課

障がいのある方の日常生活を容易にするための用具(日常生活用具)を給付します。

■対象となる障がいと品目 障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問合せください。

対 象	品 目
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、紙おむつ等
視覚障がい	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計
聴覚障がい	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
平衡機能	T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽
じん臓機能	透析液加温器
呼吸器機能	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
音声・言語機能	携帯用会話補助装置、人工喉頭(喉頭摘出者に限る)
直腸・ぼうこう機能	ストマ装具(人工肛門または人工膀胱造設者に限る)、紙おむつ等、収尿器
身体障がい者全般	火災警報器
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、電磁調理器
精神障がい	頭部保護帽
難病患者	便器・特殊マット・特殊寝台・特殊尿器・体位変換器・入浴補助用具・ 移動・移乗支援用具・電気式たん吸引器・ネブライザー・移動用リフト・特殊便器・訓練用ベッド・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

### ■利用者負担の概要

利用者の負担は、原則、購入に係る費用の1割です。

<ストマと紙おむつに限り非課税世帯に属する方は費用の5%>

所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額(一定額以上払わなくてよくなる額)が設定されます。

品目ごとに基準額があり、購入する用具の金額が基準額を超える場合、差額は全額自己負担となります。

### ■申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳(難病患者等の場合は診断書) ・ 見積書
- ・ 意見書などが必要になる場合もあります。必ず申請前に電話等でお問合せください。

### ■注意事項

- ・ 必ず、購入前に申請手続をしてください。既に購入されたものについては給付できません。
- ・ 介護保険制度で同じ品目がある場合には、介護保険制度が優先されます。
- ・ 再支給は耐用年数を過ぎた場合に限りです。なお、修理に関する給付はありません。

### (3) 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具

### 【窓口】障がい福祉課

- 対象 小児慢性特定疾病医療を受けていて、在宅療養可能な方 \* 所得により負担額が異なります
- 種目 品目ごとに条件があります。詳細はお問合せください。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、ストマ装具(蓄便袋)、ストマ装具(蓄尿袋)、人工鼻、クールベスト、紫外線カットクリーム

\* 年度途中でも受付終了している場合がありますので、必ず申請前に電話等でお問い合わせください。

### (4) 軽度・中等度難聴児の補聴器

### 【窓口】障がい福祉課

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児のため、補聴器購入費の一部を助成します。

- 対象 両耳の聴力が30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童  
(なお、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること)  
\* 所得制限があります。  
\* 年度途中でも受付終了している場合がありますので、必ず申請前に電話等でお問い合わせください。

### (5) 住宅改修

### 【窓口】障がい福祉課

在宅の肢体不自由の方が現に居住する住宅の改修にかかった費用を給付します。

- 対象となる障がいと改修内容

対 象	改 修 内 容
肢体不自由 [ 下肢、体幹、移動機能 ] 1級 ~ 3級	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記に付帯して必要となる住宅改修
肢体不自由 [ 上肢 ] 1級 ・ 2級	・特殊便器への取替え
下肢または体幹に障害のある 難病患者	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・その他上記に付帯して必要となる住宅改修

- 利用者負担の概要

利用者の負担は、原則、改修に係る費用の1割です。

所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額(一定額以上払わなくてよくなる額)が設定されます。

改修額は20万円を限度とし、その額を超える場合、差額は全額自己負担となります。

- 申請に必要なもの

・ 身体障害者手帳(難病患者等の場合は診断書) ・ 見積書 ・ 工事図面 ・ 改修前の写真

- その他

・ 必ず、改修前に申請手続きをしてください。既に改修されたものについては給付できません。

・ 介護保険制度の住宅改修が優先されます。

・ 給付は原則として生涯1回限りです。

\* (参考)バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額 → P.26



## 6. 手当・年金

※ 申請には障害者手帳とは別の診断書が必要になる場合が多く、他にも多くの書類が必要です。  
詳しくは各窓口にお問い合わせください。

### (1) 特別児童扶養手当 【窓口】子ども未来課

- 対象 中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している方  
\*受けられない場合
- ・ 請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
  - ・ 対象児童が施設などに入所している
  - ・ 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる
- 内容 月額 1級 53,700円 2級 35,760円 / 支払 年3回 (4・8・11月に4ヶ月分をまとめて口座振込)
- お問合せ 子ども未来課 榎原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60)  
[TEL] 0744-22-8984 [FAX] 0744-25-2221

### (2) 障害児福祉手当 【窓口】障がい福祉課

- 対象 重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童(20歳未満の方)  
\*受けられない場合
- ・ 対象児童やその家族に一定以上の所得がある
  - ・ 対象児童が施設などに入所している
  - ・ 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる
- 内容 月額 15,220円 / 支払 年4回 (2・5・8・11月に3ヶ月分をまとめて口座振込)

### (3) 児童扶養手当 【窓口】子ども未来課

- 対象 (障がいに伴う場合)  
重度の障がいを有する父(母)のいる児童を監護する母(父)  
\*受けられない場合
- ・ 請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
  - ・ 対象児童が施設などに入所している
- 内容 (金額は所得状況や児童の人数により異なります。)
- 月額: 児童1人10,410円~44,140円、児童2人15,620円~54,560円、児童3人18,750円~60,810円  
児童4人以上の場合は、1人ごとに3,130円~6,250円が加算されます
- 支払: 年6回 (1・3・5・7・9・11月に2ヶ月分をまとめて口座振込)
- お問合せ 子ども未来課 榎原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60)  
[TEL] 0744-22-8984 [FAX] 0744-25-2221



#### (4) 特別障害者手当

【窓口】障がい福祉課

##### ■対象

自宅で生活している方で、重度な障がい部位(概ね1・2級の障がい)を複数有しており、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の方

\* 受けられない場合

- ・ 本人やその家族に一定以上の所得がある
- ・ 本人が施設などに入所している
- ・ 本人が病院に3ヶ月以上入院中である



##### ■内容

月額 27,980 円 / 支払 年4回 (2・5・8・11月に3ヶ月分をまとめて口座振込)

#### (5) 障害年金

【窓口】保険年金課 / 桜井年金事務所

##### ○障害基礎年金

##### ■対象

国民年金加入中(もしくは20歳前または60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間)に初診日のある病気やケガで、障害認定日(初診日から1年6ヶ月が経過した日、または1年6ヶ月以内に傷病の症状が固定した日)に国民年金の障害等級(1級・2級)に該当する方。なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

[国民年金加入前(20歳になる前)に初診日がある場合において、障害認定日が20歳以後のときは障害認定日に、障害認定日が20歳前の場合は20歳到達日に国民年金の障害等級(1級・2級)に該当する方(一定以上の所得がある場合は支給停止)。]

障害者手帳の等級と年金の障害等級では判断基準が異なります。障害者手帳の交付を受けても年金の障害程度に該当するとは限りません。他の年金との調整がある場合やその他例外規定もあります。

障害年金については、年金の窓口にご相談ください。

##### ■内容

年額 1級 993,750円 2級 795,000円 / 支払 年6回 (2・4・6・8・10・12月)

\* 18歳到達年度の末日までの子(障がい者(年金基準)は20歳未満)がいる場合、子の人数によって加算が行われます。

##### ○障害厚生年金

厚生年金保険加入期間中に初診日がある場合、障害基礎年金1級・2級に該当すると障害厚生年金が上乘せされます。2級に該当しない場合でも3級の障害厚生年金や障害手当金(一時金)が支給される場合があります。詳細は下記へお問合せください。

<障害基礎年金> 保険年金課 【TEL】0744-47-2640 【FAX】0744-24-9705

<障害厚生年金> 日本年金機構 桜井年金事務所

代表 【TEL】0744-42-0033 【FAX】0744-42-0038

予約制による年金相談 【TEL】0744-46-0978

一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」へ 【TEL】0570-05-1165 (ナビダイヤル)

(050から始まる電話の場合 【TEL】03-6700-1165)

※ 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

## 7. 税金の優遇制度等

### (1) 所得税・住民税の控除

【窓口】葛城税務署 / 市民税課

障がいのある方や、障がいのある方を扶養されている方は、所得税、住民税の算定において、障害者控除を受けることができます。申告が必要です。

\* 確定申告の際に手続きできます。

\* お勤めの方で、会社等で“年末調整”等がある場合はその際に手続きできます。

\* 詳細は各税の担当窓口にお問合せください。

種類 と 要件	所 得 税 控 除 額	住 民 税 控 除 額
<input type="checkbox"/> 障害者控除 本人、同一生計配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級 などの場合	27万円	26万円
<input type="checkbox"/> 特別障害者控除 本人、同一生計配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 などの場合	40万円	30万円
<input type="checkbox"/> 同居特別障害者の加算 同一生計配偶者や扶養親族が ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級 などの場合で、本 人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同 居を常としている方	35万円を加算	23万円を加算
<input type="checkbox"/> 本人が障がい者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税。		

#### ■お問合せ

[所得税] 葛城税務署 〒635-8503 大和高田市西町1-15 [TEL] (代表) 0745-22-2721

[住民税] 橿原市役所 市民税課 市役所分庁舎 3階 (内膳町1-1-60)

[TEL] (代表) 0744-22-4001 [FAX] 0744-24-9703

### (2) 相続税の控除

【窓口】葛城税務署

障がいのある方が、相続や遺贈により財産を取得した場合、相続税の控除を受けることができます。

\* 詳細は、税務署にお問合せください。

#### ■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

◇ 葛城税務署 〒635-8503 大和高田市西町1-15

[TEL] (代表) 0745-22-2721

### (3) 自動車税・軽自動車税の種別割及び環境性能割の減免

### 【窓口】各税の窓口

一定の障がいがあり、条件を満たす場合、申請することで自動車税(軽自動車税)種別割及び自動車税(軽自動車税)環境性能割が減免(原則全額)されます。

減免できるのは、障がいのある方1人について1台(普通自動車・軽自動車等含む)です。

減免申請は、各税の窓口で行います。詳しくは各税窓口にお問合せください。

※自動車税(軽自動車税)種別割・・・保有している自家用自動車に毎年かかる税金

※自動車税(軽自動車税)環境性能割・・・50万円以上の自家用自動車購入時にかかる税金

※自動車税(軽自動車税)環境性能割については、車を取得(登録)された時に申請が必要です。

#### ■対象となる障がいの区分 (奈良県・橿原市)

障がい区分		障がい者本人が運転	生計同一者が運転・ 常時介護者が運転	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による場合のみ)	—	
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
	じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
	呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	
療育手帳(知的障害)		A1・A2(*)【Aと記載のあるものについても同様】		
精神障害者保健福祉手帳		1級 かつ 自立支援医療受給者証(精神通院)を受けていること(*)		

#### ■減免対象となる自動車

- ・障がいのある方が自ら運転する自動車
- ・障がいのある方と生計を一にする方(もしくは常時介護する方)が運転し、専ら障がいのある方のため(通学、通院、通所、生業等)に継続的に使用される自動車(常時介護の場合は更に条件)

\*自家用自動車に限られます。(営業用自動車は減免不可)



\* 軽自動車税種別割は、原則として申請した年の翌年度から減免となります。ただし、4月1日以前から減免事由に該当し、かつ軽自動車税を所有している人は、その年度の納期限までに申請すれば、その年度の軽自動車税種別割が減免されます。

■減免対象自動車の所有者(名義人)

障がいのある方本人が所有者(名義人)である必要があります。

\* 所有権留保(割賦販売/ローン)の車の場合、自動車検査証の使用者欄に障がい者本人の登録があれば可。

ただし、障がいのある方本人が次の場合、「障がいのある方と生計を一にする方」が名義人でも可。

- ・ 身体障害者手帳を交付された方で18歳未満の方
- ・ 療育手帳を交付された方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)を交付された方

■申請に必要なもの(減免の申請)

- 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)

\* 複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳 \* 自立支援医療受給者証(精神通院)は写しでも可

- 運転免許証(運転者の運転免許証。写しの場合は表・裏)

\* 運転する方の免許証に手動アクセル・手動ブレーキ等の車の改造を必要とする条件がついているときは改造の確認がありますので、自動車を持ち込むか改造部分及び車体番号部分の写真を添付してください(軽自動車の場合、車の確認はなし)。

- 自動車検査証(車検証)

\* 既に減免を受けている方で車を乗り換える場合は、前の車の登録識別情報通知書(抹消登録[廃車]の際に発行される)、または名義変更後の自動車検査証が必要

\* 原動機付自転車・小型特殊の場合は標識交付証明書、軽二輪車の場合は軽自動車届出済証

- 生計同一証明書(障がい者本人が運転する場合は不要)

\* 生計同一証明書の有効期限は1ヶ月(県税事務所・県自動車税事務所の場合)

- 減免対象自動車の所有者の個人番号カード、個人番号通知書 又は 通知カード(通知カードの記載事項に変更があった場合は、個人番号記載の住民票)と本人確認書類

■お問合せ

自動車税 (種別割)	奈良県自動車税事務所(自動車税第一課) 〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1(郡山総合庁舎内) [TEL] 0743-51-0081 [FAX] 0743-54-3232 奈良県中南和県税事務所(徴収課) 〒634-8506 橿原市常盤町605-5(橿原市総合庁舎内 旧県立耳成高校) [TEL] (ダイヤルイン)0744-48-3007・0744-48-3008 [FAX]0744-48-3130 他 県税事務所
自動車税・ 軽自動車税 (環境性能割)	奈良県自動車税事務所(自動車税第二課) 〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8(奈良運輸支局構内・自動車会館内) [TEL] 0743-57-0300 [FAX] 0743-57-0166



軽自動車税 (種別割)	檀原市役所 市民税課 檀原市内膳町 1-1-60 市役所分庁舎 3階 [TEL] 0744-22-4001 [FAX] 0744-24-9703
----------------	--

#### (4) 自動車税等減免のための生計同一証明書について 【窓口】障がい福祉課

前述の(軽)自動車税の種別割及び環境性能割の減免申請に関して、障がいのある方の家族等が車を運転する場合は、各税窓口での申請書類の1つとして生計同一証明書が必要になります。(障がいのある方本人が運転される場合は不要です。)

条件を満たす場合は、障がい福祉課に生計同一証明書の発行申請をしてください。

\* 県税事務所・県自動車税事務所では生計同一証明書の有効期限が1ヶ月とされています。発行申請の時期にご留意ください。

##### ■ 主な条件 (いずれにも該当)

- 障がいのある方と運転者(及び所有者)が住民票において、同一の住所であること

(障がいのある方と運転者及び所有者が住民票において同一ではなく、生計を一にする者である場合は、民生委員の証明が必要です。)

- 自動車の使用目的が専ら障がいのある方の通院、通学、通所、生業等のためであること

##### ■ 申請に必要なもの (生計同一証明書の発行申請)

- ① 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)
- ② 自動車検査証 (既に車を使用している場合)
- ③ 通院証明書・通学証明書・通所証明書 など

\* 精神障がいの方の場合、自立支援医療受給者証(精神通院)が必要です。

- ④ 民生委員等の証明書 (障がい者・運転者・所有者が同一の住所でない場合)
- ⑤ 住民票 (運転者の住民票が檀原市以外にある場合)

#### (5) 預貯金利子等の非課税 (マル優・特別マル優) 【窓口】銀行等各金融機関

障がいのある方を対象に預貯金や国債の利子等が非課税になる制度があります。銀行等金融機関にて申込手続きが必要です。

##### ■ 対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者

##### ■ 対象となる貯蓄

預貯金等の元本の合計額が350万円までの利子

国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子 (上記預貯金等と別枠)

\* 詳細は、銀行などの各金融機関(または税務署)にお問合せください。

## (6) 事業税の控除

【窓口】中南和県税事務所

両眼の視力を喪失した人または両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の人が行うあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、事業税が課税されません。

\* 詳しくは県税事務所にお問合せください。

◇ 奈良県中南和県税事務所 課税第二課、課税係

〒634-8506 橿原市常盤町605-5(奈良県橿原総合庁舎2F)

[TEL]0744-48-3004 (直通)

## (7) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

【窓口】資産税課家屋係

バリアフリー改修工事を行った住宅に対して固定資産税が減額される場合があります。

### ■対象 (障害者手帳に関する場合)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

(申告時に居住している必要があります。)

### ■住宅の要件

- ・新築した日から10年以上経過した住宅であること
- ・併用住宅は居住部分の割合が2分の1以上であること
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ・賃貸住宅は対象外



### ■改修工事の要件

- ・令和6年3月31日までに、手すりの取り付けなど定められたバリアフリー改修工事が行われていること
- ・改修工事に要した費用の額(自己負担額)が50万円を超えること(補助金や障害者総合支援法・介護保険法の給付等を受ける場合は、これらの額を控除した額が50万円を超えること)

### ■申告期限

改修工事完了後3ヶ月以内

\* 申告には工事明細書や工事前後の写真等が必要になります。詳しくは資産税課にお問合せください。

### ■お問合せ

資産税課 橿原市役所分庁舎 3階(内膳町1-1-60)

[TEL](代表) 0744-22-4001 [FAX] 0744-24-9703

## (8) 保育所・認定こども園保育料の減額

【窓口】こども未来課

保育所・認定こども園の保育料が減額される場合があります。 \* 詳細はこども未来課にお問合せください。

### ■対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 を交付された方が属する世帯  
ただし、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限られます。

### ■お問合せ

こども未来課 橿原市役所分庁舎 2階(内膳町1-1-60) [TEL] 0744-25-2790

[FAX] 0744-25-2221

## 8. 公共料金の割引等

### (1) 鉄道運賃の割引

【窓口】JR・各私鉄

■対象 身体障害者手帳・療育手帳 所持者

＊近鉄は、精神障害者保健福祉手帳所持者含む(令和5年4月1日開始)

■内容 各鉄道事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問合せください。

下記はJR・近鉄の概要です。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」の表示がある場合                         |
| ・手帳所持者が一人で乗車する場合は、片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引  |
| ・手帳所持者が介護者とともに乗車する場合は、距離に関係なく、本人と介護者(1人まで)の普通乗車券、回数券、急行券(特別急行券を除く)、定期券(大人のみ)が5割引 |
| <input type="checkbox"/> 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第2種」の表示がある場合                         |
| ・片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引(本人分のみ)  |
| ・12歳未満の手帳所持者が介護者とともに定期券で乗車する場合、介護者(1人まで)の定期券のみ5割引                                |

■利用方法

乗車券等を購入する際、窓口で手帳を提示。市役所での手続は不要。

[JR西日本](自動券売機利用の場合)

100kmまでの普通乗車券に限り、(割引乗車券の代用として)自動券売機で本人と介護者の2人分の小児乗車券を購入して利用できます。この場合は、必ず係員のいる改札を通り、手帳を提示してください。

[近鉄](自動券売機利用の場合)

自動券売機で購入する際は、自動券売機の下部にある車椅子マークのボタンを押し、係員の方を呼んで手帳を提示してください。

### (2) バス運賃の割引

【窓口】各バス会社

■対象

身体障害者手帳・療育手帳 所持者

精神障害者保健福祉手帳(顔写真が貼付された手帳に限る)の所持者



■内容 各バス事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問合せください。

下記は奈良交通(株)の路線バスの概要です。(橿原市コミュニティバスもほぼ同様の割引をしています。)

(リムジンバス・高速バス・一部の市町村コミュニティバスでは割引の異なる場合があります。)

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 第1種「介護付用」の手帳(身体障害者手帳・療育手帳)か 精神障害者保健福祉手帳1級 の場合  |
| ・普通旅客運賃(現金)が5割引、定期券が3割引   |
| ・手帳所持者と共に乗車する介護者(1人まで)についても同様の割引あり                                      |
| <input type="checkbox"/> 第2種「単独用」の手帳(身体障害者手帳・療育手帳)か 精神障害者保健福祉手帳2・3級 の場合 |
| ・普通旅客運賃(現金)が5割引、定期券が3割引   |
| ・小学生以下の年齢の手帳所持者が定期券を使用する場合、共に乗車する介護者(1人まで)についても割引あり                     |

■利用方法 運賃を支払う際に手帳を提示。市役所での手続は不要。

### (3) タクシー運賃の割引

【窓口】各タクシー会社

■対象 身体障害者手帳・療育手帳 所持者

■内容 多くのタクシー事業者が運賃を1割引しています。利用の際、障害者手帳を提示してください。

\*各タクシー事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問合せください。

### (4) 檀原市福祉タクシー事業〔制度〕

【窓口】障がい福祉課

タクシー利用料金を助成する檀原市の制度です。檀原市内在住の方を対象に、運賃から基本料金(初乗料金)が割引かれる“福祉タクシー利用券”(チケット)を交付します(1年度当り48枚)。利用できるタクシーは檀原市と契約した事業者に限られます。

■対象

・身体障害者手帳の総合等級が1級・2級で、かつ下記の部位に障がいのある方

「視覚、体幹、下肢、移動、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓」

・療育手帳 A1・A2の方

■申請に必要なもの

・身体障害者手帳 または 療育手帳

■利用方法

タクシー運賃を支払う際、檀原市の福祉タクシー利用券を使って支払いをすることを伝え、障害者手帳を提示し、タクシー利用券1枚と運賃から基本料金を引いた金額を渡してください。



### (5) 航空運賃(国内線)の割引

【窓口】各航空会社

■対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(写真付き)所持者

介護者についても割引があります。

■内容 国内線の航空運賃が割引される場合があります。

\*割引制度は、各航空会社により異なります。詳細は各航空会社にお問合せください。



### (6) 市営自転車駐車場の定期使用料

【窓口】各市営自転車駐車場・資産経営課

市営自転車駐車場の定期使用料は、障がい者等における定期使用料が適用されます。

\*「歩行補助車」・「身体障害者用の車いす」は、一時使用についても障がい者等における一時使用料が適用されます。

\*詳細は各自営自転車駐車場・資産経営課にお問合せください。

■対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

■利用方法

各市営自転車駐車場にて使用を申し込む際、上記手帳を提示して申請。

■お問合せ

資産経営課 檀原市役所 西棟3階(八木町1-1-18)

[TEL](直通) 0744-47-4111



## (7) 有料道路料金の割引

【窓口】障がい福祉課

有料道路料金が通常の半額に割引かれます。

事前に障がい福祉課にて割引のための自動車登録手続きをしておく必要があります。

### ■対象

<input type="checkbox"/> 障がいのある方本人が運転する場合 ・身体障害者手帳の交付を受けている方
<input type="checkbox"/> 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合 ・第1種の身体障害者手帳の所持者 ・第1種の療育手帳の所持者

### ■対象となる車

- ・登録できる(軽)自動車は障がい者1人につき1台です。
- ・自動車検査証等の所有者欄に障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の(個人名義)のあるもの。ただし、割賦購入(ローン)等の場合は、自動車検査証等の使用者欄に本人などの個人名が記載されている場合は対象となります。  
\*レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。

### ■利用方法(割引登録後)

ETCの割引登録をしなかった場合→料金所にて係員に手帳を提示して割引

ETCの割引登録をした場合→割引登録したETCカード・車載器でETCレーンを無線通行すると自動的に割引

### ■1人1台要件緩和について

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、事前登録されていない自動車(親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)など)でも対象となります。\*業務利用車両等は対象外です。

\*事前登録されていない自動車での利用は、割引登録申請のうえで、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を掲示してください。

※事前にETC利用登録された方は、現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車(知人の車やレンタカー等)でご利用いただく場合であっても、手帳と登録済みのETCカードを必ず携帯してください。

※自動車を保有されていない方は、事前に本割引の申請手続きが必要です。

### ■申請に必要なもの

ETCを利用(登録)する場合	ETCを利用(登録)しない場合
①身体障害者手帳または療育手帳	①身体障害者手帳または療育手帳
②自動車検査証	②自動車検査証
③運転免許証(第2種の手帳所持者のみ)	③運転免許証(第2種の手帳所持者のみ)
④ETCカード(障がい者本人名義のもの。障がい者が未成年で第1種の手帳の場合、親権者等の名義でも可)	
⑤ETC車載器管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)	

■有効期限

割引制度には有効期限があります。

更新手続は、割引有効期限の2ヶ月前からできます。期限は手帳に記載されます。

更新手続に必要なものは、新規申請と同じです。前ページ記載の必要なものを持参の上、障がい福祉課へ。

ETC 利用登録者の方は、オンライン申請での手続ができます。URL <https://www.expressway-discount.jp>

(令和5年3月27日オンライン申請開始)障がい福祉課窓口での申請の必要はありません。

■お問合せ 有料道路 ETC 割引登録係 045-477-1233(受付時間:平日 9時~17時)



**(8) NHK放送受信料の減免**

**【窓口】障がい福祉課**

NHK 放送受信料が全額または半額免除される場合があります。

■対象・条件

全額免除	世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付された方がいて、世帯全員が市民税非課税となっている場合
半額免除	次のいずれかの方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳の 視覚障がい もしくは 聴覚障がい の方 ・身体障害者手帳 1 級 または 2 級 の方 ・療育手帳 A1 または A2 の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 の方

■申請に必要なもの（障がい福祉課で手続できます。生活保護を受けている方は生活福祉課にて）

①身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳

②印鑑

\* 全額免除申請において世帯の中に最近市外から住民票を移した方がいる場合、非課税証明書が必要になる場合があります。

\* 郵送による申請については、詳しくはNHKのホームページをご確認ください。

■お問合せ

減免申請手続についての流れ → 障がい福祉課へ

NHK放送受信料に関するお問合せ → NHK ナビダイヤル [TEL] 0570-077-077

〔FAX〕 03-5453-4000 / NHK についてのお問合せ FAX 番号)

**(9) 携帯電話料金の割引**

**【窓口】各携帯電話のお店**

携帯電話の使用料等が割引かれる場合があります。

\* 割引の内容は各事業者により異なります。詳細はお持ちの携帯電話の販売店などで確認してください。

■対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

## (10) NTT番号案内の無料取り扱い

【窓口】NTT

NTT 番号案内サービスを無料で受けられます(ふれあい案内)。事前に NTT での登録が必要です。

■対象 ・ 身体障害者手帳を交付された方で次の内容の方

視覚障がい 1級 ～ 6級

肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前非進行性脳病変による運動機能障害) 1級 ・ 2級

- ・ 療育手帳 を交付された方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 を交付された方

■お問合せ NTT (ふれあい案内) お問い合わせ番号 電話番号:0120-104174 (全国共通)

## (11) 点字郵便物の無料扱い

【窓口】郵便局

点字の郵便物など郵便料が無料になる場合があります。詳細は郵便局でお問合せください。

# 9. 耳や目の不自由な方のためのコミュニケーション支援等

## < 聴 覚 等 >

### (1) 手話通訳者の派遣

【窓口】障がい福祉課

手話による意思疎通が必要な方に手話通訳者を派遣します。費用は無料です。

■要件

- ・ 区 域 原則として、奈良県内
- ・ 時間帯 原則として、午前9時 から 午後5時まで
- ・ 目 的 基本的に、官公庁、教育機関、医療機関等と意思疎通を図る場合

■申込方法

障がい福祉課に申請してください。まず、FAX等でご連絡ください。

→ 障がい福祉課 [FAX] 0744-25-7857

\* 原則として、手話通訳が必要な日の7日前までには申請してください。

### (2) 要約筆記者の派遣

【窓口】障がい福祉課

要約筆記とは、聞こえが不自由な人に、話の内容をその場で書いて伝える筆記通訳です。手話のできない中途失聴者や難聴者に要約筆記者を派遣します。費用は無料です。

■要件

- ・ 区 域 原則として、奈良県内
- ・ 時間帯 原則として、午前9時 から 午後5時まで
- ・ 目 的 基本的に、官公庁、教育機関、医療機関等と意思疎通を図る場合

■申込方法

障がい福祉課に申請してください。まず、FAX等でご連絡ください。

→ 障がい福祉課 [FAX] 0744-25-7857

\* 原則として、要約筆記が必要な日の7日前までには申請してください。



### (3) 聴導犬の貸与

### 【窓口】障がい福祉課

重度の聴覚障がいのある方に聴導犬を貸与します(実施主体は奈良県)。貸与数が限られており条件をもとに適否が決定されます。申請できる時期も限られています(例年5月・6月頃)。

■条件 ・身体障害者手帳で聴覚障害2級 ・18歳以上で県内に1年以上居住 ・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる ・所定の訓練を受け、適切な管理を行える ・障害者支援施設などの施設に入所していない ・賃貸住宅などに居住している場合、家屋の所有者・管理者から飼育の承諾を得られる

### (4) メール110番・FAX110番・110番アプリシステム [事件・事故] 【窓口】奈良県警

電話を使えない方(聴覚や言語に不自由がある等)のため、警察に電子メールやFAXで緊急通報(110番)できる制度です(奈良県内の事件・事故に限られます)。詳しくは奈良県警にお問合せください。

◆「メール110番」… 携帯電話やパソコン(インターネット)の電子メールで奈良県警に緊急通報できます。

メールアドレスは、「[110@police.pref.nara.jp](mailto:110@police.pref.nara.jp)」 \* 緊急時に備えてメールアドレスを登録しておきましょう

\* 文字メールを作成し、送信すると奈良県警察本部通信指令課に着信します。県警通信指令課から返信のメールが送信されます(メールチェックしてください)。

◆「FAX110番」… FAXを使って奈良県警に緊急通報できます。

奈良県警察本部 [FAX] 0742-27-1110

\* 緊急でない場合の県警への相談FAX番号もあります [FAX] 0742-24-0874

◆「110番アプリシステム」… 聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が事件や事故にあったとき、携帯電話から文字による110番通報ができるよう、警察庁が「110番アプリシステム」を開設しています。

\* 詳しくは警察庁ホームページ「110番アプリシステム」をご覧ください。

#### ■お問合せ

奈良県警察本部 通信指令課 〒630-8213 奈良市登大路町80

[TEL] 0742-23-0110 [FAX] 0742-27-1110



### (5) NET119緊急通報システム・FAX119番 [救急・火災]

### 【窓口】奈良県広域消防組合消防本部

電話を使えない方(聴覚や言語に不自由がある等)のため、消防にチャットやFAXで緊急通報(119番)できる制度です。奈良県広域消防組合のホームページ(<https://www.naraksk119.jp>)をご覧ください。

詳しくは消防本部通信指令課にお問い合わせください。

◆「NET119」… スマートフォンや携帯電話からインターネットを使ってチャットで外出先からでも緊急通報(119番)できます。事前に登録が必要です。



◆「FAX119番」… FAXを使って奈良県広域消防組合に緊急通報できます。

必要な情報を記入し、FAX番号(局番なし)「119」に「送信」

[必要な情報] ○火事か救急か ○救急車や消防車の行く場所 ○あなたの名前 ○どんな状況か

■お問合せ

奈良県広域消防組合 消防本部通信指令課 〒634-0816 橿原市慈明寺町149-3

[TEL] 0744-26-0115 [FAX] 0744-46-9175

< 視 覚 >

**(6) 声の広報** **【窓口】音訳グループ「声のしおり」/障がい福祉課**

視覚障がいのある方に、広報「かしはら」他を音訳・朗読したCDを郵送します。

「声のしおり」(ボランティア団体)による活動です。※広報の最新号と社協だよりはネットでも聞けます。

**(7) 中途失明者等生活訓練事業** **【窓口】障がい福祉課**

中途失明など視覚に重度の障がいのある方で在宅の方を対象に、指導員を自宅に派遣し歩行訓練やコミュニケーション訓練などを行います(実施主体は奈良県)。申請できる時期が限られています(例年5月・6月頃)。

**(8) 盲導犬の貸与** **【窓口】障がい福祉課**

重度の視覚障がいのある方に盲導犬を貸与します(実施主体は奈良県)。貸与数が限られおり条件をもとに適否が決定されます。申請できる時期も限られています(例年5月・6月頃)。

■条件 ・身体障害者手帳で視覚障害1級 ・18歳以上で県内に1年以上居住 ・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる ・所定の訓練を受け、適切な管理を行える ・障害者支援施設などの施設に入所していない ・賃貸住宅などに居住している場合、家屋の所有者・管理者から飼育の承諾を得られる

**(9) 橿原市立図書館での対面朗読サービス** **【窓口】橿原市立図書館**

視覚に障がいのある方を対象に、図書館の対面朗読室で図書の朗読を行います(朗読奉仕員による)。

事前に申請が必要です。また活字図書を音声で読みあげる音声拡大読書機が利用できます。こちらも事前に申請が必要です。

■お問合せ 橿原市立図書館 かしはら万葉ホール(小房町11-5)

[TEL] 0744-29-2121 [FAX] 0744-29-1011

**(10) 点字図書の給付** **【窓口】障がい福祉課**

身体障害者手帳を視覚障害で交付され情報入手を点字で行っている方に点字図書を給付します。給付には条件があり、自己負担もあります。事前の申請が必要です。

**(11) 出版物の点訳** **【窓口】橿原市点訳サークル「秋桜会」/障がい福祉課**

視覚障がいがあり情報入手を点字で行っている方のため、出版物を点訳(点字に)します。

橿原市点訳サークル「秋桜会」(ボランティアの団体)が実施している活動です。

## (12) 即時情報ネットワーク事業 【窓口】奈良県視覚障害者福祉センター

視覚障がいのある方の社会参加を促進するため、新聞などによる最新の情報をメールで提供しています。

詳しくは奈良県視覚障害者福祉センターにお問合せください。

- お問合せ 奈良県視覚障害者福祉センター 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3階  
[TEL] 0744-29-0123 [FAX] 0744-29-0127

## (13) 奈良県立盲学校 【窓口】奈良県立盲学校 視覚支援室

視覚障がいのある方のあん摩・マッサージ・指圧・鍼灸で自立を目指したい方へオープンスクールを実施しています。また、見え方で困っている方の相談等も受け付けています。社会人の方も対象です。

詳しくは奈良県立盲学校 視覚支援室にお問合せください。

- お問合せ 奈良県立盲学校 大和郡山市丹後庄町222-1  
[TEL] 0743-56-3171 [FAX] 0743-56-9148

# 10. その他

## (1) 駐車禁止除外指定車標章の交付 【窓口】橿原警察署

障がいのある方が乗車している車に県公安委員会が交付する標章を掲示しておくこと、駐車禁止規制等の適用が除外されます。（\*なお、この標章はいわゆる車椅子マークのステッカーではありません。）

標章を掲示していても駐車場所・方法によっては駐車違反となる場合があります。警察署にて詳細をご確認の上、正しくご利用ください。

### ■対象

視覚障害	1級 ～ 3級 ・ 4級の1
聴覚障害	2級 ・ 3級
平衡機能障害	3級
上肢機能障害	1級 ・ 2級の1 ・ 2級の2
下肢機能障害	1級 ～ 4級
体幹機能障害	1級 ～ 3級
脳原性上肢機能障害	1級 ・ 2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
脳原性移動機能障害	1級 ～ 4級
心臓 ・ じん臓 ・ 呼吸器 ぼうこう ・ 直腸 ・ 小腸 / 機能障害	1級 ・ 3級
免疫機能障害	1級 ～ 3級
肝臓機能障害	1級 ～ 3級
知的障害	A1 ・ A2
精神障害	1級

- 手続に必要なもの \* 土日祝日は受付していません。

① 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 のいずれか

## ② 印鑑

\* 代理申請の場合は申請者(手続に行く方)の身元確認書類などが必要になりますので、事前に警察署に問い合わせてください。

■お問合せ 檀原警察署 交通課 〒634-8501 檀原市四条町618-1 1階  
[TEL] 0744-23-0110 [FAX] 0744-22-5441



(障がい者のための国際シンボルマーク)について

このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークで、個人の車に表示することはマーク本来の主旨とは異なります。個人の車に表示しても、障がいのある方が車に乗っていることを周囲にお知らせする程度の表示になり、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。また、駐車禁止を免れる、または、障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

詳しくは、(財)日本障害者リハビリテーション協会 ホームページ等でご確認ください。

## (2) 車椅子の貸出

【窓口】檀原市社会福祉協議会

車椅子の貸出をしています。(貸出期間は最長3週間です。)

\* 台数には限りがありますので、事前に利用したい日時等をご相談ください。

■対象 檀原市内にお住まいの方、または、檀原市内を活動範囲としている団体(営利を目的としない場合に限る)

■お問合せ 檀原市社会福祉協議会 檀原市保健センター南館(畝傍町9-1)  
[TEL] 0744-29-3880 [FAX] 0744-29-4400



## (3) 自動車運転免許取得費の助成

【窓口】障がい福祉課

自動車運転免許の取得に要した費用(教習料や検定料など)の一部を助成します。

■対象 (次のいずれにも該当の方)

- ・檀原市内に住所を有する方
- ・身体障害者手帳を 肢体不自由 または 聴覚言語障害 で 交付されている
- ・肢体不自由 または 聴覚言語障害のため、運転免許証に条件が付されている

\* 免許取得後 6ヶ月以内に申請した場合に限ります。

## (4) 自動車改造費の助成

【窓口】障がい福祉課

自動車の操向装置や駆動装置などを身体障がい者用に改造した経費を助成します(限度額10万円)。

■対象 (次のいずれにも該当の方)

- ・檀原市内に住所を有する方
- ・身体障害者手帳を 上肢、下肢、体幹 の 1級・2級 で 交付されている
- ・自動車運転免許証を有している
- ・所得税課税所得額(各種所得控除後の金額)が一定額を超えない

\* 自ら所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部改造に限ります。

\* 改造を完了した日から 6ヶ月以内に申請した場合に限ります。



## (5) ふれあい収集

【窓口】収集業務課

身近な方の協力が得られず、家庭からのごみを指定場所に出すことが困難な世帯を対象に、市が指定する日に玄関先でゴミ収集を行います。

### ■対象

以下に該当する方のみで構成された世帯

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 要支援または要介護の認定を受けている方
- ・ 総合事業うち介護予防・生活支援サービス事業(一号事業)を受けている方
- ・ 70歳以上の方

### ■収集品目及び収集頻度

週1回 ○燃えるごみ ○カン・ビン ○ペットボトル・プラスチックボトル ○資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール)

月1回 ○不燃物・粗大ごみ ○有害ごみ(電球・蛍光灯・乾電池など)

\* 事前に電話でお問合せください。後日訪問調査を行い、収集場所など詳細を決定いたします。

### ■お問合せ 収集業務課 (檀原市川西町1038-2)

[TEL]0744-27-0526

\* 事前に電話でお問合せください。後日訪問調査を行い、収集場所など詳細を決定いたします。

## (5-2) 粗大ごみリクエスト収集

【窓口】収集業務課

身近な方の協力が得られず、家庭からの粗大ごみを指定場所に出すことが困難な世帯を対象に、市が指定する日に玄関先で粗大ごみ収集を行います。

### ■対象

以下に該当する方のみで構成された世帯

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 要支援または要介護の認定を受けている方
- ・ 総合事業うち介護予防・生活支援サービス事業(一号事業)を受けている方
- ・ 70歳以上の方

### ■収集品目及び収集頻度

月1回 ○粗大ごみ(3点まで)

\* 事前に電話で予約してください。【専用ダイヤル】0744-28-5337

\* 宅内には入りませんので、粗大ごみは宅外に出してください。

### ■お問合せ 収集業務課 (檀原市川西町1038-2)

[TEL]0744-27-0526

※R 5. 9～開始予定です。

## (6) 檀原市立図書館での郵送貸し出し

【窓口】檀原市立図書館

障がいがあり図書館に行くのが困難な方のため本・雑誌・視聴覚資料併せて10冊(点)まで、1ヶ月の貸出を郵送で行います。事前に登録が必要です。

### ■対象

- ・ 身体障害者手帳を交付された方、その他障がいのため来館が困難な方、長期間寝たきり状態の方

### ■お問合せ 檀原市立図書館 かしはら万葉ホール(小房町11-5)

[TEL] 0744-29-2121 [FAX] 0744-29-1011



## (7) 介助犬の貸与

【窓口】障がい福祉課

肢体不自由により日常生活に著しい支障のある方に介助犬を貸与します(実施主体は奈良県)。貸与数が限られており条件をもとに適否が決定されます。申請できる時期も限られています(例年5月・6月頃)。

■条件 ・身体障害者手帳で肢体不自由の1級または2級 ・18歳以上で県内に1年以上居住 ・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる ・所定の訓練を受け、適切な管理を行える ・障害者支援施設などの施設に入所していない ・賃貸住宅などに居住している場合、家屋の所有者・管理者から飼育の承諾を得られる

## (8) 訪問入浴サービス

【窓口】障がい福祉課

重度の身体障がい、居宅において家族・ヘルパーの介護を得ても、入浴が困難な方のため、専門スタッフが訪問し居宅で入浴サービスを行います。

### ■対象

65歳未満の重度の身体障がい者及び難病患者で、寝たきりなどの理由で家族やヘルパーの介護では自宅での入浴が困難な方(入浴が困難な方とは、他の方法(例えば生活介護や身体介護など)を利用しても入浴する機会が確保できない方)

(※介護保険制度の対象の方は介護保険の同内容のサービスを利用してください。詳しくは「長寿介護課」へ)

## (9) 緊急通報装置の貸与

【窓口】障がい福祉課

非常時にボタンを押すと登録したコールセンターにつながる装置を設置(貸与)します。

通話料などがかかります。

■対象 重度の身体障がい者のみの世帯 またはこれに準じる世帯

(※概ね65歳以上の独居世帯や高齢者のみの世帯を対象とする同内容の制度もあります。詳しくは「長寿介護課」へ)

## (10) 日常生活自立支援事業

【窓口】橿原市社会福祉協議会

判断能力が十分でない方へ、福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理や手続きの支援を行います。

\* 契約締結後は利用料・交通費がかかります。

\* 利用手続きなど詳しくは、橿原市社会福祉協議会までおたずねください。

■対象 知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者等で判断能力が十分でない方

■お問合せ 橿原市社会福祉協議会 橿原市保健センター南館(畝傍町9-1)

[TEL] 0744-29-3880 [FAX] 0744-29-4400

## (11) 成年後見制度

【窓口】(法定後見の申立て)奈良地方裁判所葛城支部

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が不十分で、財産管理や施設への入退所などの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難な方のため、法的な手続を経て選任された方が代わりに財産管理や契約などを行う制度です。法定後見制度は家庭裁判所に申立てます(要費用)。

・地域包括支援センターでは、高齢の方の成年後見制度に関する相談等を行っています。

地域包括支援センター 檀原市保健センター南館（畝傍町9-1）

[TEL] 0744-24-4301 [FAX] 0744-24-4308

- ・身寄りがないなどの理由で申立てができない場合は市の窓口にご相談ください。  
（ ・65歳以上の方→長寿介護課 ・障がいのある方→障がい福祉課 ）

## （12）保護費の加算

【窓口】生活福祉課

生活保護を受給している方で、一定以上の障がいがある方については、保護費が加算される場合があります。

\* 詳細は生活福祉課にお問合せください。

■お問合せ 生活福祉課 檀原市役所分庁舎 3階(内膳町1-1-60)

[TEL] 0744-29-8250 [FAX] 0744-47-2898



## （13）生活福祉資金の貸付

【窓口】檀原市社会福祉協議会

経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした資金の貸付制度です。

\* 貸付資金の種類、金額、条件など詳しくは、檀原市社会福祉協議会までおたずねください。

■対象 障がいのある方 ・ 低所得世帯に属する方 など

■貸付種類 （障がい者向け例） 技能習得・福祉用具の購入・住宅の補修や改築 他

■お問合せ 檀原市社会福祉協議会 檀原市保健センター南館(畝傍町9-1)

[TEL] 0744-29-3880 [FAX] 0744-29-4400

## （14）高齢者インフルエンザ予防接種

【窓口】健康増進課

インフルエンザ予防接種の費用が一部(市民税非課税世帯・生活保護世帯は全額)公費負担されます。

■対象

65歳以上の方の場合	60歳以上65歳未満の方の場合
障がいの有無にかかわらず 制度の対象です。	心臓1級 ・ 腎臓1級 ・ 呼吸器1級 ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方  * 上記と同程度の障がいを有することを記した医師診断書があれば身体障害者手帳が 交付されていなくても対象となります。

■お問合せ 健康増進課 檀原市保健センター北館4階（畝傍町9-1）

[TEL] 0744-22-8331 [FAX] 0744-24-9124

## (15) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種

【窓口】健康増進課

高齢者肺炎球菌感染症予防接種の費用が一部(市民税非課税世帯・生活保護世帯は全額)公費負担されます。

### ■対象

65歳以上の方の場合	60歳以上65歳未満の方の場合
年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者。(令和5年度まで)	心臓1級・腎臓1級・呼吸器1級 ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方 * 上記と同程度の障がい有することを記した医師診断書があれば身体障害者手帳が交付されていなくても対象となります。

※ただし、過去に肺炎球菌感染症の予防接種(ニューモバックス)を接種された方は助成の有無に関わらず対象外です。

※接種には接種券が必要です。

■お問合せ 健康増進課 榎原市保健センター北館4階(畝傍町9-1)

[TEL] 0744-22-8331 [FAX] 0744-24-9124

## (16) りんくノート

【窓口】こども発達支援課

・「Heartful Network りんくノート」は、発達の緩やかな子どもや障がいのある方の成長などを記録しておくノートです。本人や家族が記入し、学校や施設、病院などで担当の先生や支援者の方々に読んでもらい、本人の特性や特徴を理解してもらう手助けとするものです。支援機関や担当が変わるなどの際に役立ちます。

「Heartful Network りんくノート」は必要とされる方にお渡しします(無料)。

■お問合せ こども発達支援課 榎原市白檀町8-19-1

[TEL] 0744-27-8122・0744-27-8585 [FAX] 0744-27-8411

## (17) 選挙での郵便等による不在者投票

【窓口】榎原市選挙管理委員会

身体に重度の障がいのある方や介護保険で要介護認定(要介護5のみ対象)を受けている方が自宅で郵便等による不在者投票をするための制度です。

### ■対象(障がいに伴う場合)

両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
免疫、肝臓	1級・2級・3級

■お問合せ 榎原市選挙管理委員会 榎原市役所 北館3階(八木町1-1-18)

[TEL] 0744-47-3519 [FAX] 0744-24-9711.

## (18) 青い鳥郵便葉書の無償配布

【窓口】日本郵便株式会社

例年、日本郵便株式会社が通常郵便葉書(20枚)を無料で配布しています。

希望される場合は、最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)に障害者手帳を提示して申し込んでください。

■対 象 身体障害者手帳 1級・2級、療育手帳 A1・A2

■受付期間 例年 4月1日 から 5月31日まで

■お問合せ 榎原郵便局 榎原市八木町1-9-20

[TEL] 0570-072-491 [FAX] 0744-25-5898



## (19) 文化施設などの入場料割引

【窓口】各施設

障害者手帳を所持している方の場合、入場料や観覧料などが割引される文化施設(博物館など)があります。

通常、手帳の提示が必要です。詳しくは、各文化施設にお問合せください。

(例 榎原市関連施設)

施 設	対 象	内 容
昆虫館	身・療・精	観覧料が通常の半額。付き添い介護者(1名)も半額。
こども科学館	身・療・精	観覧料が通常の半額。付き添い介護者(1名)も半額
歴史に憩う榎原市博物館	身・療・精	観覧料が通常の半額。付き添い介護者(1名)も半額
福祉センター やわらぎの郷	身・療・精	入場料を全額免除。付き添い介護者(1名)も免除。
シルクの杜	身・療・精	入浴料のみ通常の半額。付き添い介護者(2名)も免除。
おおくぼまちづくり館	身・療・精	観覧料を全額免除。付き添い介護者(1名)も免除。
榎原市総合プール	身・療・精 榎原市民に限る	使用料を全額免除。付き添い介護者(1名)も免除。









( 身…身体障害者手帳所持者 療…療育手帳所持者 精…精神障害者保健福祉手帳所持者 )





## (20) 障がい者に関するマーク

街でマークを見かけた際は障がいのある方への配慮をお願いします。

	身体障害者標識／肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている方が、車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うと、道路交通法の規定により罰せられます。
	聴覚障害者標識／聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件がついている方が、車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うと、道路交通法の規定により罰せられます。
	障がい者のための国際シンボルマーク／障がいのある方が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のマークです。車椅子を利用する障がい者に限定されたものではありません。(→P.35)
	ハートプラスマーク／身体内部に障がいがある人を表すマークで、外見ではわかりにくい身体内部(心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸機能、免疫機能)の障がいを視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られました。
	オストメイトマーク／人工肛門、人工ぼうこうを造設した人(オストメイト)のための設備があることを示すマークです。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。
	耳マーク／聞こえが不自由なことを表すマークです。保険証や診察券などに貼って、呼び出しが聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用します。
	盲人のための国際シンボルマーク／盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器(信号機、点字案内板など)に付けられています。
	補助犬マーク／身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の啓発のためのマーク。身体障害者補助犬は、公共の施設や交通機関はもちろんデパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも同伴できます。

## (21) 障がい者福祉に関する自主団体

橿原市内を主な活動範囲として障がい者福祉に関する活動を行っている自主団体です。

(橿原市役所の所属機関ではありません)

詳細は各団体にお問い合わせください。連絡先は障がい福祉課にてご案内します。

団体名	概要
橿原市身体障害者福祉協会	身体障がいのある方の団体です。
橿原市視覚障害者協会	視覚障がいのある方の団体です。
橿原市聴覚障害者協会	聴覚障がいのある方の団体です。
橿原市肢体不自由児(者)父母の会	身体障がいのある方の両親等の団体です。
橿原市手をつなぐ育成会	知的障がいの方のための団体です。
橿原市中途失聴・難聴者協会	中途失聴・難聴の方の団体です。
橿原市障害者団体協議会	障がい者団体の連絡協議会です。
橿原手話サークル「かしはら」	手話のボランティア団体です
要約筆記サークル「OHP かしはら」	耳の不自由な方のために要約筆記をするボランティア団体です。
橿原市点訳サークル「秋桜会」 <small>こすもす</small>	点訳(点字)のボランティア団体です。
音訳グループ「声のしおり」	目の不自由な方のために広報等を録音して送るボランティア団体です。

**(別表1) 身体障害者相談員・知的障害者相談員****(内容 → P.5)**

障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。

	障がいの部位	氏名	電話番号	FAX番号
身体障害者相談員	肢 体	峯川 佐智子	0744-24-5008	—
		田原 小百合	0744-25-3968	—
	視 覚	寺前 耕一	0744-23-7007	0744-23-7040
		森田 優	0744-22-4694	—
		松木平 初代	090-4566-8367	—
	聴 覚	小林 由季	—	0744-35-6132
		森 広子	—	0744-41-6743
	聴覚(中途失聴・難聴)	辻岡 春枝	—	0744-22-3297
オストミー	生野 智子	0744-47-4706	—	
知的障害者相談員		飯田 多美子	0744-23-2393	—
		中山 幸子	0744-23-5096	—
		北川 登	0744-41-6583	—
		安田 潮	0744-29-0377	—
		今西 和子	0744-27-8241	—



(障がい者マークを除く) 表紙絵・挿絵など全イラスト

WANPUG

橿原市役所 障がい福祉課